

がいこくじん

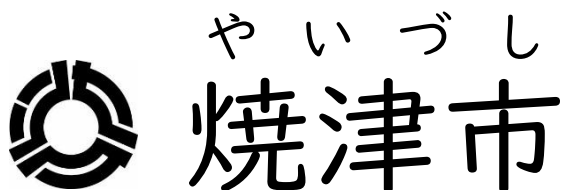
外国人の ための

せいかつ

生活ガイドブック

ばん
にほんご版

ねん がつ かいてい
2021年12月 改定



このガイドは、市役所で する 手続き、毎日の 生活や 地域の 情報、緊急時、
相談窓口について 説明したものです。

もくじ

〔焼津市へ ようこそ〕

P. 1

〔市役所で 行 う 手続き〕

◆ 住民票と 在留カードの 住所変更 P. 2～4

1	転入届	2
2	転居届	3
3	転出届	3
4	出国するとき	4

◆ 住民票の 写しや 証明書などの 交付 P. 4～7

1	交付している 主な 証明書や 登録手続き	5
2	窓口	5
3	証明書コンビニ交付サービス	6
4	マイナンバー（個人番号）カード	6

◆ 出生・死亡 P. 8

1	出生届	8
2	死亡届	8

◆ 在留カード P. 9

1	出入国在留管理局の 連絡先	9
---	---------------	---

◆ 健康保険・国民年金 P. 10～12

1	社会保険	10
2	後期高齢者医療制度	10
3	国民健康保険	10

4	こくみんねんきん 国民年金	11
---	------------------	----

◆ かいごほけん
介護保険 P. 13~14

1	かいごほけん 介護保険	13
---	----------------	----

◆ いりよう けんしん
医療・健診 P. 15

1	にんぶ にゅうようじけんしん よぼうせっしゅ 妊婦・乳幼児健診と 予防接種	15
2	けんこうしんさ 健康診査	15
3	いりよう 医療	15

◆ ぜい
税 P. 16~18

1	しょとくぜい 所得税	16
2	じゅうみんぜい 住民税	16
3	こていしさんぜい と し けいかくぜい 固定資産税・都市計画税	17
4	けいじどうしゃぜい しゅべつわり 軽自動車税（種別割）	17
5	こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税	17
6	のうぜい 納税	17

◆ ほいくしょ ようちえん がっこう
保育所・幼稚園・学校 P. 19~22

1	ほいくしょ 保育所	19
2	ようちえん 幼稚園	19
3	しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校と 中学校	20
	はい てつづ 【入るための 手続きの しかた】	20

◆ じどうてあて こ いりようひじゅきゅうしゃしょう
児童手当・子ども医療費受給者証 P. 23

1	じどうてあて 児童手当	23
2	こ いりよう ひ じゅきゅうしゃしょう 子ども医療費受給者証	23

きんきゅうじ
〔緊急時〕

◆ かじ きゅうびょう がすじこ
火事・急病・ガス事故 P. 25

1	火事 かじ	25
2	急病 きゅうびょう	25
3	ガス事故 じこ	25

◆ 交通事故・犯罪こうつうじこはんざい P. 26-27

1	交通事故 こうつうじこ	26
2	犯罪 はんざい	26

◆ 自然災害（地震・台風）しぜんさいがいじしんたいふう P. 28～29

1	地震 じしん	28
2	南海トラフ地震臨時情報 なんかいとらふじしんりんじじょうほう	28
3	台風 たいふう	28
4	防災訓練 ぼうさいくんれん	29
5	やいづ防災メール	29

まいにち せいかつ
〔毎日の生活〕

◆ 焼津市からの お知らせやいづし P. 25

1	市の広報紙 しこうほうし	30
2	市のホームページ しほ	30
3	市からの通知 しつうち	30

◆ 相談そうだん P. 31～32

1	外国人相談（焼津市多文化共生総合相談センター） がいこくじんそうだん やいづしたぶんかきょうせいそうごうそうだん	31
2	いろいろな相談の窓口 そうだん まどぐち	31
3	子どもに関する相談 こ かん そうだん	31
4	発達に関する相談 はったつ かん そうだん	32
5	DV相談 そうだん	32

◆ 住宅じゅうたく P. 33

1	民間賃貸住宅 みんかんちんたいじゅうたく	33
2	市営住宅・県営住宅 しえいじゅうたく けんえいじゅうたく	33

- ◆ 電気・水道・ガス P. 34
- ◆ 自治会 P. 35
- ◆ ごみの出し方 P. 36～49

〔焼津市の主な施設〕

- ◆ 焼津市の主な施設一覧 P. 50～51

〔日本語教室〕

P. 52～53

〔市役所以外のいろいろな相談窓口〕

P. 54～57

- 在留資格、仕事、日本語の勉強、健康保険、税金、子どもの学校、病院など相談したいとき (P.54)
- 入国手続きや在留手続きについて相談したいとき (P.54)
- 人権について相談したいとき (P.55)
- マイナンバーについて相談したいとき (P.55)
- 仕事を探すとき (P.55)
- 仕事での問題を相談したいとき (P.56)
- 在留資格、ビザ、国籍、生活文化や宗教、家族や日本での生活、仕事やお金、差別や暴力など、いろいろなことで悩んでいるとき (P.57)

〔母語で子育てをしましょう！〕

P. 58

や い づ し せい かつ あん ない
焼津市での 生活への ご案内

や い づ し
焼津市へ ようこそ

や い づ し とう きやう な ご や あ い だ い ち する が わん ぞ き た み な み
焼津市は、東京と名古屋の間に位置し、駿河湾沿いの北から南の
かい が ん せん わ た し ぜ ん か こ や い づ し う つ く
海岸線は 15.5 キロに 渡ります。自然に 囲まれ、焼津市からは、美しい
ふ じ さ ん し な い た か く さ や ま ひ ょ う こ う の ぞ
富士山、また 市内に そびえる 高草山（標高501メートル）を 望むことがで
きます。

や い づ し し ゅ う さ ん ぎ ょ う す い さ ん ぎ ょ う え ん よ う ぎ ょ ぎ ょ う き ち お も
焼津市の 主要な 産業は 水産業で、遠洋漁業の 基地として 主に かつ
お・まぐろが み ず あ や い づ こ う き ん かい え ん が ん み ず あ
水揚げされる 焼津港、近海・沿岸の あじ・さばなどが 水揚げさ
れる こ が わ こ う さ く ら え び や し ら す が み ず あ お お い が わ こ う に ほ ん
小川港、さくらえびや しらすが 水揚げされる 大井川港が あり、日本
ぜん こ く や い づ し す い さ ん と し ひ じ ょ う ゆ う め い
全国でも、焼津市は 水産都市として 非常に 有名です。

や い づ し て ん ね ん お ん せん け ん こ う び ょ う よ ひ ょ う ば ん
また、焼津市には、天然温泉が あり、健康や 美容に 良いと 評判 です。
わ た し み な や い づ し せい かつ は や な じ む と じ ゅ う み ん み な
私たちは、皆さんが 焼津市での 生活に いち早く 慣れ、地元住民の 皆さ
ん と よ か ん け い き ず こ こ ろ ね が
んと 良い 関係が 築けることを 心から 願っています。

や い づ し や く し ょ ほ ん ち ょ う し ゃ
焼津市役所 本庁舎

〒425-8502

し ず お か け ん や い づ し ほ ん ま ち
静岡県焼津市本町2-16-32

TEL：054-626-1111

FAX：054-626-2185

お お い が わ ち ょ う し ゃ
大井川庁舎

〒421-0205

し ず お か け ん や い づ し む な だ か
静岡県焼津市宗高900

TEL：054-662-0541

FAX：054-662-0834

し は な
市の花：さつき

し き ま つ
市の木：松

し と り
市の鳥：ユリカモメ

〔市役所で 行 う 手続き〕

◆ 住民票と在留カードの住所変更

しみんか
市民課TEL：054-626-1116

おおいがわしみん
大井川市民サービスセンターTEL：054-662-0541

I 転入届

ほかの 市区町村 から 焼津市へ 引っ越ししたときや 国外から日本
(焼津市) に戻ってきたときは、14日以内に 市役所に 届出を してくだ
さい。(焼津市に 住む前に 手続きをすることは できません。)

短期間で 出国する場合は 届出は 不要です。

ただし、一時的に住む場合には、住居地の届出が必要な場合がありますの
で、市民課にお問い合わせください。

<手続き できる人>

- ・本人 又は 同一世帯の 家族

<持ち物>

- ・在留カード
- ・転出証明書(日本の中で引っ越しした場合) ※引っ越しする前の 市区
町村役場で 発行)
- ・パスポート(国外から日本(焼津市)に登録する場合)
※入国のスタンプを打たれたもの
- ・マイナンバー(個人番号)カード 又は、住民基本台帳カード(交付を
受けている 場合)
- ・世帯主との続柄が確認できる証明書と訳文(一人世帯の場合は不要)
※証明書が無いときは、続柄は「同居人」となります。

※ 焼津市に転入してきた人で、静岡ナンバー以外の自動車に乗っている人は、
転入後15日以内にナンバーを変更しなければなりません。

問い合わせ先 軽自動車 軽自動車検査協会静岡事務所 TEL：050-3816-1776
普通自動車 静岡陸運局(静岡運輸支局) TEL：050-5540-2050

2 転居届

焼津市内で引っ越ししたときは、新しい住所に住み始めてから 14 日以内に市役所に届出をしてください。(新しい住所に住む前に手続きをすることはできません。)

<手続きできる人>

- ・本人又は同一世帯の家族

<持ち物>

- ・在留カード
 - ・国民健康保険証、子ども医療費受給者証など、焼津市から交付を受けているもの
 - ・マイナンバー(個人番号)カード又は、住民基本台帳カード(交付を受けている場合)
 - ・世帯主との続柄が確認できる証明書と訳文(一人世帯の場合は不要)
- ※証明書が無いときは、続柄は「同居人」となります。

3 転出届

焼津市から他の市区町村へ引っ越しをしようとするときは、引っ越しをする前に、焼津市役所で転出届を行い、「転出証明書」の交付を受けてください。転出届は、引っ越しをする前に行ってください。

<手続きできる人>

- ・本人又は同一世帯の家族

<持ち物>

- ・在留カード
- ・国民健康保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など、焼津市から交付を受けているもの
- ・マイナンバー(個人番号)カード又は、住民基本台帳カード(交付を受けている場合)

4 出国するとき

日本から 出国するときは、出国する前に 市役所に「転出届」を行って
ください。(短期間出国し、すぐに日本に戻ってくる場合は手続きは不要)

<手続きできる人>

- ・ 本人 又は 同一世帯の 家族

<持ち物>

- ・ 在留カード
- ・ 国民健康保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など、焼津市から 交付を受けているもの
- ・ マイナンバー（個人番号）カード 又は、住民基本台帳カード（交付を受けている場合）

◆ 住民票の写しや 証明書などの 交付

しみんか
市民課 TEL054-626-1116

おおいがわしみん
大井川市民サービスセンター TEL054-662-0541

1 交付している 主な 証明書や 登録 手続き

めい しょう 名 称	てすりよう えん 手数料 (円)
いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書	300円
じゅうみんひょう うつ こじん せたいぜんいん 住民票の写し (個人・世帯全員)	300円
こせき ぜんぶじこう こじんじこう しょうめいしょ 戸籍 (全部事項・個人事項) 証明書	450円
みぶんしょうめいしょ 身分証明書	300円
しょうとくしょうめいしょ 所得証明書	300円
かぜいしょうめいしょ じゅうみんぜいかぜい ひかぜい しょうめいしょ 課税証明書・住民税課税 (非課税) 証明書	300円
のうぜいしょうめいしょ かん のうしょうめいしょ 納税証明書・完納証明書	300円
けいじどうしゃぜい しゅべつわり のうぜいしょうめい 軽自動車税 (種別割) 納税証明	0円
ひょうか こうかしょうめいどう 評価・公課証明等	300円 *土地 筆・建物 棟 増すごとに 50円加算
えいぎょうしょうめいしょ 営業証明書	300円
いんかんどうろく 印鑑登録	300円

2 窓口

しみんか おおいがわしみん
市民課・大井川市民サービスセンター

おおとみしみん おおとみこうみんかん おおむらしみん おおむら
大富市民サービスセンター (大富公民館)・大村市民サービスセンター (大村
公民館)

しんせい ひと
<申請できる人>

- ・ ほんにん また どういつせたい かぞく
本人 又は 同一世帯の 家族
- ・ ほんにん か いにんじょう じさん ひと だいにん
本人が書いた 委任状を 持参した 人 (代理人)

※ただし みぶんしょうめいしょ ほんにんいがい しんせい いにんじょう ひつよう
身分証明書は本人以外が申請するときは委任状が必要

も もの
<持ち物>

- ・本人 確認 書類（在 留カード、パスポート、運転免許証など）
- ・代理人が 請求する 場合には、代理人の 本人 確認 書類 及び 本人が書
いた委任状
- ・印鑑証明書の 交付は 印鑑登録証が 必要です。

3 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを 持っている人は、全国の コンビニエンスストアなど
で 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書 などの 証明書を 取得
できます。

●市内の主な 取扱店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン焼津店

●利用 可能 時間

午前6時30分～午後11時（土日祝日も 利用 できます）

*イオン焼津店は 営業時間中だけ 利用できます。

*年末年始（12月29日～1月3日）やメンテナンス時は 利用 できません。

*戸籍証明書、戸籍の附票は 平日の 午前9時から 午後5時まで

4 マイナンバー（個人番号）カード

マイナンバー（個人番号）カード（以下「カード」といいます。）は、マイ
ナンバーが 記載された 顔写真付きの カード です。本人確認書類として
利用できる ほか、コンビニ交付サービス、e-Tax等の オンライン申請、
健康保険証利用などの サービスが 受けられるようになります。

●カードの 有効期限についての 注意事項

カードの 有効期限は 在 留カードの 有効期限と 同じです。カードの 有効
期限の 更新を 希望する場合は、在 留カードの 更新を 行った 上で、市役所
で 更新の 手続きを 行って ください。カードの 有効期限を 過ぎてから
手続きを 行うと 手数料（1000円）が かかります。

※在 留資格が「永住者」の 人の 有効期限は、申請から 10回目の 誕生日
まで です。



← 有効期限に注意!!!

◆ 出生・死亡

しみんか
市民課 TEL054-626-1116

おいがわしめん
大井川市民サービスセンター TEL054-662-0541



1 出生届

子どもが生まれた日を含めて14日以内に「出生届」を市役所に提出してください。

<持ち物>

- 母子健康手帳
- 父母の在留カード
- 父母のパスポート

※ 生まれた子どもが日本に住み続ける場合は、出生から30日以内に出入国在留管理局へ在留許可の申請を行う必要があります。手続きを行わないまま60日が過ぎると、住民票は消除されてしまいますので注意してください。

申請に必要な持ち物など、詳しくは出入国在留管理局へ聞いてください。

※ 生まれた子どもの父母が両方とも外国籍の場合は、日本で生まれても、日本の国籍をもつことはできません。大使館（または領事館）に子どもの出生届を出してください。届出に必要な持ち物などの詳しいことは大使館（または領事館）に確認してください。

2 死亡届

7日以内に「死亡届」を市役所に提出してください。

<持ち物>

- 届出人の在留カード

※在留カードは、出入国在留管理局へ返納する必要があります。詳しくは出入国在留管理局へお問い合わせください。

◆ 在留カード

「在留カード」の交付や申請の手続きは、市役所ではできません。

出入国在留管理局へ お問い合わせください。

I 出入国在留管理局の連絡先

名称	電話番号	受付時間
名古屋出入国在留管理局	TEL052-559-2150	9時～16時 (土・日曜日・祝日を除く)
静岡出張所	TEL054-653-5571	
浜松出張所	TEL053-458-6496	

※参考 (在留カードの有効期限)

在留資格	16歳以上	16歳未満
永住者以外の在留資格	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日、又は16歳の誕生日のいずれか早い日
永住者	在留カードの有効期限まで	

◆ 健康保険・国民年金

日本では、「国民皆保険」制度により、原則としてすべての人が必ず医療保険に加入します。この医療保険を「健康保険」といいます。

健康保険は、会社などに勤める人が職場で加入する社会保険（協会けんぽ・健康保険組合）、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が加入する後期高齢者医療、それ以外の人加入する国民健康保険の3種類があります。

病院で受診するときは、加入している健康保険の保険証を必ず持っていただく。

1 社会保険（協会けんぽ・健康保険組合）

職場の社会保険に加入している本人とその扶養される家族が病気・怪我をした時は、医療費の30%を病院に支払えば済みます。保険料の額は、収入によって異なりますが、費用の半額を雇用主が負担します。

2 後期高齢者医療

国保年金課（後期高齢者担当） TEL：054-626-2164

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が後期高齢者医療に加入します。この健康保険に加入している人が病気・怪我をした時は、その人の所得額に応じて医療費の10%・20%・30%のいずれかを病院に支払えば済みます。保険料は本人の所得や加入月数に応じて一人ずつ計算されます。

3 国民健康保険

国保年金課（保険担当・給付担当） TEL：054-626-1113・054-626-1112

焼津市に住む人で、国民健康保険に加入している人が病気・怪我をした時は、医療費の30%（小学校入学前の人20%、70歳から74歳までの人は所得額に応じて20%または30%）を病院に支払えば済みます。

3か月以上の日本滞在の許可を得ていない場合、または、社会保険に加入している場合には、国民健康保険に加入することはできません。

●加入・脱退の手続き

国民健康保険の加入と脱退の手続きは市役所に届け出が必要です。

*会社を退職したことにより社会保険を脱退して国民健康保険に加入する場合は、会社が発行する脱退証明書と在留カード、マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。

*会社に就職したことにより社会保険に加入して国民健康保険を脱退する場合は、会社が発行する加入連絡票または（就職した会社の）社会保険証と在留カード、マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。なお、この場合は、国民健康保険を脱退する月の前月分までの保険税を支払う必要があります。

●高額療養費

同じ人が1か月の間に病院などへ支払った医療費が、決められた金額を超えた時は、申請するとその超えた分の金額が支給されます。対象になる人には、病院などを受診した月の約2か月後以降に市役所から申請書を送りますので申請してください。

●子どもを産んだ時・人が死亡した時

国民健康保険に加入している人が子どもを産んだ時は、出産育児一時金（しゅつさんいくじいちじきん）が支給されます。また国民健康保険に加入している人が死亡した時は、葬儀を行った人に葬祭費（そうさいひ）が支給されます。どちらも申請が必要です。

4 国民年金

国民年金課（年金担当） TEL：054-626-1114

国民年金は日本年金機構が運営しています。日本に住んでいて、20歳から60歳未満のすべての人がこの国民年金に加入します。この制度に加入し、少なくとも10年間の保険料の納付または免除を受けた期間があれば、65歳になったとき、老齢年金を受け取ることができます。もし、6ヶ月以上加入し、保険料を支払ったにもかかわらず、日本に住まなくなった時は、出国してから2年以内に日本年金機構に請求すれば、脱退一時金

が支給されます。

<国民年金>

	ひ ほけんしゃ 被保険者	ほけんりょう しはら ほうほう 保険料の支払い方法
だい ごう 第1号	のうぎょう りょうし じえい 農業、漁師などの自営 ぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ がくせい 業者、自由業者、学生、 むしよく ひと 無職の人。 ねんれい さい さいみまん 年齢：20歳～60歳未満	ねんきんじむしょ おく のうふしょ 年金事務所から 送られた 納付書を きんゆうきかん コンビニエンスストアへ もっていき、支払います。また、口座振替 やクレジットカードで 支払うことも できます。
だい ごう 第2号	かいしゃ つと ひと 会社に 勤めている人 で、こうせいねんきん 厚生年金、または きょうさいねんきん かにゆう 共済年金に 加入して いる人	きゅうりょう こうじょ 給料から 控除されます。
だい ごう 第3号	だい ごう かにゆうしゃ つま 第2号の 加入者の 妻 または おっと 夫	しはら ひつよう はいぐうしゃ 支払う 必要は ありません。配偶者が かにゆう ねんきんせいど だい ごう ふたん 加入する 年金制度(第2号)が 負担し ます。

◆ 介護保険

介護保険課 TEL：054-626-1159

日本の社会は、急速に高齢化が進んでいます。高齢化に伴い、介護を必要とする人の増加が見込まれていますが、少子化・核家族化などにより、家族だけで介護を支えることは困難な状況にあります。

「介護保険制度」は、こうした状況を背景に、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として2000年4月からスタートしました。

介護保険制度は、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度です。

I 介護保険

●実施主体

介護保険は、市町村が、保険料と国や県、市などからの公費を財源にして、運営しています。

●加入者（被保険者）

介護保険の加入者（被保険者）は、年齢により第1号被保険者（65歳以上のひと）と第2号被保険者（40歳～64歳の人で医療保険に加入しているひと）に区分されています。外国人の場合、3ヶ月以上の日本滞在の許可を得ている場合など、介護保険に加入しなければなりません。

第1号被保険者の人は原因を問わず、第2号被保険者の人は、加齢による病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合に、要介護認定を受けて、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用することができます。

●保険料

第1号被保険者は、年金からの天引きや直接保険者に納付する方法で定額の保険料を納付します。第2号被保険者は、国民健康保険税や職場の健康保険料などと一緒に納付します。第1号被保険者も第2号被保険者も保険料は、本人や世帯の課税状況、所得に応じて計算されます。

●サービスを利用した時の負担額

介護保険に 加入している 被保険者が 介護サービスを 利用した時は、費用
の 10% (一定の 所得がある人は 20%、特に 所得の 高い人は 30%) が 本人の
自己 負担額と なります。

●介護サービスを 利用するには

介護が 必要と感じて 介護サービスを 利用しようとするときには、市役所
へ 要介護認定の 申請が 必要です。申請後、認定調査や 認定審査を経て 介護
が 必要か どうかや 要介護度を 決定します。詳しくは 介護保険課へ お問い合わせ
合わせください。

◆ 医療・健診

1 妊婦・乳幼児健診と予防接種

健康づくり課 TEL：054-627-4111

母子の健康を維持するため、市は以下のサービスを提供します。

- －母子健康手帳の交付
- －子育てに関するアドバイス
- －健康診査・相談
- －訪問による相談
- －予防接種

上記サービスに関しては、「広報やいづ」をご参照ください。

2 健康診査

健康づくり課 TEL：054-627-4111

市は以下のサービスを提供します。

- －健康診査（特定健診・がん検診）
- －健康相談
- －訪問による保健指導

3 医療

● 平日

－焼津市立総合病院 TEL：054-623-3111

（初診：月～金 午前8時～午前11時）

（再診：月～金 午前8時～午前11時30分）

－その他のクリニックや病院

● 週末や祝日

－クリニックや病院（毎月1日号の「広報やいづ」、または「広報やいづポルトガル語版」「広報やいづスペイン語版」「広報やいづ英語版」「広報やいづタガログ語版」「広報やいづビサヤ語版」をご覧ください。）

● 夜間

－志太榛原地域救急医療センター TEL：054-644-0099

（月～金 午後7時30分～10時）（土・日 午後7時30分～翌日午前7時）

◆ 税

外国人であっても、日本人と同じように税金を納めなければなりません。



1 所得税

藤枝税務署 TEL: 054-641-0680

1年間の個人の所得に対してかかる税金です。会社から給料をもらっている人は、毎月の給料から差し引かれます。
給料以外に所得がある人は、毎年2月16日から3月15日までの間に税務署で前年の所得を申告しなければなりません。この申告を「確定申告」といいます。

2 住民税

課税課（市民税担当） TEL: 054-626-2149

1月1日現在、焼津市に住所があり日本に1年以上住んでいる人は、所得に応じて住民税を納めなければなりません。

① 申告

毎年2月16日から3月15日までの間に市役所へ前年の所得を申告しなければなりません。ただし、税務署で確定申告した人、前年の所得が給料だけの人で会社から市へ給与支払報告書が提出されている人は、市役所への申告は必要ありません。

② 通知

6月中旬に納税通知書を送付します。給料から差し引かれる人には、会社を通じて5月中旬に税額を通知します。

③ 出国する場合

日本から出国する前に、残りの住民税をすべて納めなければなりません。

3 固定資産税・都市計画税

課税課 (土地担当) TEL: 054-626-1149

(家屋担当) TEL: 054-626-2150

(償却資産・諸税担当) TEL: 054-626-1142

1月1日現在、焼津市に土地、家屋、償却資産を所有している人は、その資産の価格に応じて固定資産税を納めなければなりません。また、市街化区域にある土地や家屋では、都市計画税も納めなければなりません。

5月初旬に納税通知書を送付します。

4 軽自動車税 (種別割)

課税課 (償却資産・諸税担当) TEL: 054-626-1142

4月1日現在、オートバイや排気量660cc以下の自動車を所有している人は、その種類に応じて軽自動車税 (種別割) を納めなければなりません。

5月中旬に納税通知書を送付します。

5 国民健康保険税

国保年金課 TEL: 054-626-1113

国民健康保険に加入している人が病院を受診する時に支払う金額が少なくて済むのは、医療費の一部が保険税でまかなわれているからです。

保険税は必ず支払ってください。

保険税は、所得・資産の状況や加入者の人数などにより世帯ごとに計算されます。国民健康保険についての詳しいことは、9ページをみてください。

6 納税

納税促進課 TEL: 054-626-1140

お近くの 金融機関、郵便局または コンビニエンスストアで、それぞれ 定められた 納期限までに 納付書(納税通知書に 入っています。)で 納めて ください。

また、金融機関で 口座振替の 申込みを すれば、納期ごと 口座から 引落としを することができます。

パソコンや スマートフォンで「Yahoo! 公金支払い」(※令和4年4月からは「F-REGI 公金支払い」)のサイトに アクセスし、クレジットカード払いも できます。

・スマートフォンで バーコードを読み取って 「PayPay」「LinePay」で 支払うこともできます。

納税について 困ったことがある 場合には、市役所に ご相談ください。

●夜間と 日曜日の 納税相談

木曜日夜間と 第4日曜日に 納税についての 相談を 受け付けています。

受付時間は 次のとおり です。

・毎週 木曜日 夜間…午後8時まで

・毎月 第4 日曜日…午前9時～午後4時

※毎週 木曜日 夜間は 通訳が いません。

※毎月 第4 日曜日は 英語・タガログ語・ビサヤ語・ポルトガル語の 通訳が います。(12時から午後1時の 間は通訳が いません)



◆^{ほいくしよ}保育所・^{ようちえん}幼稚園・^{がっこう}学校

1 ^{ほいくしよ}保育所 ^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課 TEL：054-626-2772

^{しごと}仕事などの^{りゆう}理由で、^{にちゅう}日中、^こ子どもの^{めんどう}面倒を^み見ることができない^{ひと}人のために、^{ほいくしよ}保育所があります。^{ほいくしよ}保育所に^{にゅうしょ}入所するには^{きじゆん}基準があり、^{ほいく}保育を必要とすると認められる場合に、^{にゅうしょ}入所することができます。^{にゅうしょ}入所の^{きじゆん}基準や^{てつづ}手続きについては、^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課まで^{そうだん}相談してください。

2 ^{ようちえん}幼稚園 ^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課 TEL：054-626-2772

^{さい}3歳から^{さい}5歳の^こ子どもが^{にゅうえん}入園できますが、^{ぎむ}義務では^{ありません}。幼稚園に^{より}より^{にゅうえん}入園できる^{ねんれい}年齢が^{ちが}違います。

【^{こうりつようちえん}公立幼稚園】

^{さいじ}4～5歳児が^{にゅうえん}入園できる園…^{えん}大富幼稚園、^{ようちえん}さつき幼稚園

^{さいじ}3～5歳児が^{にゅうえん}入園できる園…^{えん}静浜幼稚園、^{しずはまようちえん}静浜幼稚園下藤分園、^{しずはまようちえんしもふじぶんえん}大井川西幼稚園、^{ようちえん}大井川南幼稚園

^{しりつようちえん}私立幼稚園については、^{かくえん}各園に^と問い合わせてください。

●^{こうりつようちえん}公立幼稚園の^{にゅうえんてつづ}入園手続きなど

^{こうりつようちえん}公立幼稚園に^{にゅうえん}入園したいときは^{がんしよ}願書に^{ひつよう}必要なことを^か書いて、^{ようちえん}幼稚園に^だ出してください。^{がんしよ}願書は^{かくようちえん}各幼稚園に^{あり}、^{うけつけ}いつでも受付をしています。
^{こうりつようちえん}公立幼稚園に^{にゅうえん}入園するときも、^{かね}お金が^{かか}かります。^{くわ}詳しいことは^{かくえん}各園に^と問い合わせてください。

●^{ほいくしよ}保育所の^{ほいくりよう}保育料

^{ほいくしよ}保育所に^{にゅうしょ}入所すると、^{いってい}一定の^{じょうけん}条件の^{ひと}人を^{のぞ}除き、^{ほいくりよう}保育料が^{ひつよう}必要になります。^{ほいくりよう}保育料は、^{ほごしや}保護者の「^{しちょうそんみんぜい}市町村民税」によって^き決まります。^こ子どもの^{よういく}養育を^{ちちはは}父母以外の^{いがい}人が^{ひと}主にしている場合や、^{おも}主に^{ばあい}給料を^{おも}もらう人が^{きゅうりよう}父母以外の^{いがい}場合（^{そふぼとう}祖父母等）などは、^{ひと}その人の^{かぜい}課税^{じょうきよう}状況により決まります。
^{くわ}詳しくは^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課に^と問い合わせてください。

3 小学校と 中学校

4月1日現在で 6歳から 14歳の 就学年齢に あたる 子どもが いる
保護者は、子どもの よりよい 成長のため、子どもが 学習する 場を 準備
しましょう。

転入届け出（焼津市役所 市民課 または 大井川市民サービスセンター）

転入の 届け出を したら、次に 焼津市教育委員会 学校教育課
教育センターに 行きます。電話を して、約束してから 行きます。

焼津市教育委員会 学校教育課 教育センター TEL：054-631-4811 大井川庁舎

焼津市立の 小・中 学校に入らない場合も
教育委員会 学校教育課 教育センターに 行きます。

外国人学校に 入る 場合
教育委員会が、入る 学校名や 所在地を 確認します。

学校に 行かない 場合
教育委員会が、理由を 聞いたり 相談に のったり します。

焼津市立の小中学校に入りたい場合

- ・ 小学校は6年間で、4月1日現在で 6歳の児童より 入学できます。
- ・ 中学校は3年間で、4月1日現在で 12歳の生徒より 入学できます。
- ・ 授業料と 教科書費用は 無料です。給食や 教材、修学旅行などの費用
は 有料です。
- ・ 学校では 日本語の 授業、日本語での 生活になります。
- ・ 日本語が 分からない 小中学生は、言葉や 学習について支援員の支援を
受けることが できます。

—入るための 手続きの しかた—

1 教育委員会 学校教育課 教育センターで 手続きを する



- (1) 教育委員会 学校教育課 教育センターへ 電話をして、手続きに 行く 日時
を 決めます。
- (2) 保護者と 子どもの パスポート、在留カードを 持参し、教育委員会で 手続
きを します。印鑑が ある方は お持ちください。
- 注意) 日本語が 話せない 場合は、通訳の方を 連れて きてください。

2 学校で 説明を 受ける

- (1) 教育委員会 学校教育課 教育センターで 手続きが 終わった後、指定の
学校へ 電話を して、説明を 受けたいことを 伝え 日時を 決めます。
- (2) 学校へ 行って、学校の ルールや 生活、学費などについて 話を 聞いて く
ださい。
- (3) 何日から 学校へ 行くかを 学校と 相談してください。
- 注意) 日本語が話せない場合は、通訳の方を 連れてきてください。

※ 注意すること

- ・焼津市に 転入の 届出を していないと、入学することは できません。
- ・入学できる 学校は、お住まいの 地区によって 決まっています。引越
すと 学校が 変わります。
- ・原則として、年齢相当の 学年に 入ります。
- ・教育委員会と 学校での 手続きは 別の日に なることが 多いので、数日
間 かかります。
- ・学校教育を 受ける 条件は、基本的に 日本の 子どもと 同じです。な
お、学校の ルールは 必ず 守って ください。
- ・これまで 日本の 学校に 通っていた 場合、また、他の 日本の 学校へ
転校する 場合は、学校と 教育委員会に 伝えてください。
- ・学校を やめる時は、学校で 手続きが 必要です。
- ・不明な 点が ありましたら 教育委員会まで ご連絡 ください。

れんらくさき
連絡先

や い づ し きょういく いんかい がっこうきょういくか
焼津市教 育 委員会 学校教育課

や い づ し ほんまち や い づ し やくしよほんちようしゃ かい
焼津市本町 2-1 6-3 2 焼津市役所本庁 舎 6 階

TEL 0 5 4 - 6 2 5 - 8 1 6 0

や い づ し きょういく いんかい がっこうきょういくか きょういく
焼津市教 育 委員会 学校教育課 教 育 センター

や い づ し むなだか ばんち や い づ し やくしよおおいがわちようしゃ かい
焼津市宗高 9 0 0 番地 焼津市役所大井川庁 舎 2 階

TEL 0 5 4 - 6 6 2 - 0 5 8 6

◆ 児童手当・子ども医療費受給者証

子育て支援課 TEL：054-626-1137

1 児童手当

15歳未満の児童を養育している方は児童手当を受け取ることができます。児童手当は児童が15歳になるまで受け取ることができます。

児童手当を受給するには申請が必要です。お子さんが生まれたり、焼津市に転入したりした場合も申請が必要です。

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

支給額（月額・1人につき）

区 分	所得制限 限度額未満	所得制限 限度額以上
3歳未満	15,000円	5,000円（一律）
3歳以上 小学校 修了前 （第1子・第2子*）	10,000円	
3歳以上 小学校 修了前 （第3子以降*）	15,000円	
中学生	10,000円	

*18歳 到達後 最初の 3月31日までにある児童の中で、第1子・第2子と数えます。

2 子ども医療費受給者証

健康保険に加入している18歳未満の児童には、子ども医療費受給者証を交付します。

子ども医療費受給者証の交付には、申請が必要です。お子さんが生まれたり、焼津市に転入したりした場合も申請が必要です。

健康保険証と子ども医療費受給者証を医療機関に提示して受診した場合、下記の表の通り助成が受けられます。

せいど がいよう
制度の概要

たいしょう ねんれい 対象 年令		さいとうたつご さいしょ がつ にち 18歳到達後、最初の 3月31日まで (がつ にち う 生まれの方は かた ぜんじつ がつ にち 4月1日 前日の3月31日まで)
にゅういん 入院	じ こ ふ た ん きん 自己負担金	なし
	しょくじりょうようひょうじゅんふた ん がく 食事療養費 標準負担額	じょせいたいしょう 助成対象
つういん 通院	じ こ ふ た ん きん 自己負担金	なし

きんきゅうじ
〔緊急時〕

◆ かじ きゅうびょう じこ
火事・急病・ガス事故

かじ じこ きゅうびょう さいがい はっせい ばあい おつ かき でんわ
火事、事故、急病、災害が発生した場合は、落ち着いて下記に電話をし
てください。

かじ きゅうびょう けが 火事、急病、怪我、 ガス漏れ、ガス爆発	しょうぼうしょ TEL：119（消防署）
--	-------------------------

119は、こうしゅうでんわからも おりょうで かけることができます。

かじ
1 火事

- (1) 「火事！」と おおごえ さけ しゅうい ひと し
大声で叫び、周囲の人に知らせる。
- (2) しょうぼうしょ でんわ じゅうしょ めじるし しめい つた
119（消防署）に電話をし、「住所（目印となるもの）、氏名」を伝える。

きゅうびょう
2 急病

- ・ きんきゅうしよち ひつよう きゅうびょう ばあい しょうぼうしょ でんわ じゅうしょ
緊急処置の必要な急病の場合、119（消防署）に電話をし、「住所
（めじるし しめい しょうじょう）
（目印となるもの）、氏名、症状」を伝える。

じこ
3 ガス事故（ガス漏れ・ガス爆発）

- (1) きぐ ふてきせつ しょう けっかん きぐ しょう
ガス器具を不適切に使用したり、欠陥のあるガス器具を使用すること
は、事故を招く恐れがあります。ガス器具を使用している際に、異臭
かん かん を感じたら、ガスを止め、まどをあ さい ひ つか
窓を開けてください。その際には、火を使
わ ず、でんきせいひん つか
電気製品を使わないようにしてください。
- (2) がいしゃ または とりあつかいてん でんわ てんけん
ガス会社、またはプロパンガス取扱店に電話をし、点検をしてもらう
ようにしましょう。

◆ 交通事故・犯罪

交通事故、犯罪が発生した場合は、落ち着いて下記に電話をしてください。

交通事故、犯罪	TEL：110（警察署）
けが人がいる場合	TEL：119（消防署）

110番と119番は、公衆電話からも無料でかけることができます。

1 交通事故

・怪我人がいる場合は、まず119番に電話し、それから110番に電話をしてください。

また、事故の相手の氏名、連絡先、住所、ナンバープレートを確認してください。

2 犯罪

(1) 泥棒や強盗など犯罪を見た、被害にあった場合には、110番に電話をしてください。

警察があなたの所に向かいますので、オペレーターの質問に沿って

何があったのか、どこであったのか、いつごろか、犯人は、 けが人はいるか、あなたの住所・氏名・電話番号

を教えてください。

なお、携帯電話の場合は、通報場所の地番や目標物などを必ず伝えてください。

(2) 緊急時に備えて、自分の住所と電話番号は日本語で言えるようにしてください。

日本語が解らなければ、代わりの人に電話をしてもらってください。

また、緊急以外の電話（問合わせなど）は下記で受け付けています。

焼津警察署 TEL：054-624-0110

静岡県警察本部 TEL：054-271-0110 #9110（警察相談専用電話）

◆自然災害（地震・台風）

1 地震

・まず、身の安全を守りましょう。揺れがおさまったら火元を確認します。

屋外に出る際、割れた窓ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけてください。可能であれば、ヘルメットを着用してください。

・海の近くに住む人は、津波に備え、安全な場所にすぐに避難しなければなりません。事前に、一時避難場所を決めておく必要があります。

鉄筋コンクリートや高い建物が良いでしょう。地震に備え、ヘルメットや懐中電灯を準備しておき、家具も壁に固定しておきましょう。

※大きな地震の後は、地域で助け合いが必要です。日ごろから防災訓練に参加しましょう。

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されます。海の近くや山のふもとなど、危険な地域に住んでいる人は、非常持ち出し品を用意して、すぐに避難できる準備をしておきましょう。

3 台風

大きな台風（通常8月中旬から10月中旬）が発生した際には、洪水が起きたり、所有物に被害がでるかもしれません。テレビやラジオで最新の台風情報を聞くようにしてください。近くの公民館や小中学校、コミュニティー防災センターが避難場所となります。避難に関する情報が発令されたら、避難場所に非常持ち出し品を持っていきましょう。

雨や風が強く、外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。また、懐中電灯や非常用の食べ物をたくわえておくようにしてください。

※ 緊急時には、ヘルメットや懐中電灯は とても 便利 です。家具の転倒による怪我を防ぐため、ホームセンターで売っているブラケットで家具を固定しておくことをお勧めします。

4 防災訓練 地域防災課 TEL: 054-623-2554

予想される南海トラフ地震から自分や家族を守るためには、地震に備えて普段から十分な準備をしておくことが大切です。積極的に地域の防災訓練に参加しましょう。

●災害時 初動訓練

3月11日を含む10日間（津波対策推進旬間）

●総合防災訓練

9月1日または直前の日曜日

●地域防災訓練

12月 第1日曜日（地域防災の日）



5 やいづ防災メール 防災政策課 TEL: 054-625-0128

大雨や地震などの情報を、メールでお知らせします。メールは、英語、ポルトガル語、日本語から選べます。登録すると地震情報、津波情報、気象情報などが届きます。

登録するときは、t-yaizu@sg-p.jp に空メールを送ってください。その返信が届いたら、メールに書かれているURLから、登録を進めてください。

まいにち せいかつ 〔毎日の生活〕

◆ やいづし 焼津市からの お知らせ

1 し 市の 広報紙

し 市の 広報紙は、「広報やいづ」といいます。まいつき 1 日に しんぶん お こ 新聞折り込みで はいふ 配布 しています。

「広報やいづ」に ついては、シティセールス課TEL:054-626-2145 に といあわ せ ください。

また、ポルトガル語・ スペイン語・ タガログ語・ えいご 英語 ・ やさしい にほんご 日本語に ほんやく 翻訳した「広報やいづ」(ばっすいばん 抜粋版)を しやくしょ 市役所や こうみんかん 公民館などで えつらん 閲覧 できます。また、下の QR コードから見ることもできます。

がいこくごばん 外国語版の 「広報やいづ」に ついては、しみんきょうどうか 市民協働課TEL:054-626-2191 に といあわ せ ください。



ポルトガル語



スペイン語



タガログ語



英語



やさしい日本語

2 し 市の ホームページ

ホームページ アドレス: <https://www.city.yaizu.lg.jp/>

やさしい日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で みるこ と が できます。

3 し 市からの 通知

し 市からの 通知が 届いたら、内容を 確認し、わからない ところがあるときは、ふうとう 封筒や 通知文書に きさい 記載されている たんとう 担当に といあわ せ ください。

もし、日本語が わからないなどの 理由で 通知が 理解できない ときは、しみん 市民協働課TEL:054-626-2191 に といあわ せ ください。

◆ 相談



1 外国人相談「焼津市多文化共生総合相談センター」

市民協働課 TEL: 054-626-2191

文化の 違いや 日本語で わからないことが あったら 相談してください。
市民協働課では、外国人の みなさんが、焼津市で 暮らしやすいように お
手伝いを しています。

● 相談できる内容

市役所の 手続、在 留手続、雇用、福祉、出産・子育て、子どもの教育など

● 言語と日時

○ポルトガル語・タガログ語・ビサヤ語・英語の通訳

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

○スペイン語の通訳

月、水～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～16:30

※ ポルトガル語は毎月第1・3木曜日の 8:30～11:30、タガログ語、
ビサヤ語、英語は毎月第2・4木曜日の 9:00～11:30 に大井川庁舎に
います。

※ ベトナム語やインドネシア語、中国語、ミャンマー語、タイ語、ネパ
ール語なども通訳とテレビ電話でつないで相談することができます。

2 いろいろな 相談の 窓口

市民相談室 TEL: 054-626-1133

市役所では、相談サービスを 行っ ています。

もし、お困りのことが ありましたら、お気軽に ご連絡ください。

相談は 無料で、秘密は 厳守 します。

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ビサヤ語での 相談も 可能
です。相談を 希望される 場合は、必ず 事前に ご連絡 ください。

3 子どもに 関する 相談

こども相談センター TEL: 054-626-1165 アトレ庁舎

こ せいかつ そだ かた こま かぞく おやこ
子どもの 生活や 育て方について 困っていることや、家族や 親子のこと
で 悩んでいる ことが あったら 相談して ください。

4 はったつ かん そうだん 発達に関する相談

こども相談センター TEL：054-626-1165 アトレ庁舎

ことば おそ お つ いっしょ かつどう こ
言葉が 遅い、落ち着きがない、みんなと一緒に 活動できない、子どもの
はったつ しんぱい しんり 相談員 たんとうしょくいん めんせつ
発達のことで 心配が ありましたら、心理相談員や 担当職員が 面接や
でんわとう そうだん おこな
電話等で 相談を 行います。

5 そうだん DV相談

こども相談センター TEL：054-626-1165 アトレ庁舎

はいぐうしゃ しんたいてき しんりてき ぼうりょく う なや
配偶者や パートナーから、身体的 もしくは 心理的な 暴力を受け、悩ん
でいませんか。相談は じょせい そうだん員 おこな そうだん おりょう ひみつ
かなら まも
必ず守ります。

◆ 住宅

1 民間賃貸住宅（アパートや マンションなど）を探すときは、普通は不動産屋へ行きます。

日本語ができる人と いっしょに いったほうが いいです。

契約をするときは、お金が必要です。敷金、礼金、仲介手数料、前払金などです。また、保証人も 必要です。

住宅を 借りる ときは、いろいろな 決まりがあります。よく 確認してから 契約 しましょう。

2 市営住宅・県営住宅

静岡県住宅供給公社 TEL：054-255-4824

住宅・公共建築課 TEL：054-626-2163

低所得者のための 賃貸住宅として、静岡県住宅供給公社が 管理 しています。原則、毎月 1 回、入居 できる 空家がある 場合に 入居者を 募集 しています。入居の 資格や 応募方法については 静岡県住宅供給公社、または住宅・公共建築課に お問い合わせ ください。



◆ 電気・水道・ガス

引っ越しするときの手続き、料金、故障したときなどについて問い合わせる場合、以下の電話番号に連絡してください。アパートやマンションに住んでいる人は、まず管理人に連絡してください。

● 電気

・中部電力 (TEL: 0120-985-230)

● 水道

・焼津市水道料金事務センター

(TEL: 054-656-0055)

● 浄化槽清掃・トイレの汲取り

・焼津市小屋敷環境管理センター

(TEL: 054-628-7408)

● ガス

○都市ガス

・東海ガス (TEL: 054-629-7100)

○プロパンガス※

・東海ガス 焼津支店 (TEL: 054-641-8711)

・ハローガス (TEL: 054-623-8686)

・サイサン (TEL: 0120-41-3130)

※プロパンガスを扱う会社は他にもたくさんあります。
管理人にどこのガス会社か確認してください。

◆ 自治会

自治会では、地域に住むみなさんが仲良く、安心・安全に暮らすために、日々さまざまな活動をしています。

2011年3月11日に起こった東日本大震災以降、近所での助け合いの大切さに改めて気付きました。災害が起こったときに大事なものは地域の絆です。

自治会の活動に参加して、地域のみなさんと知り合いにしましょう。

◎ 自治会の活動内容

- ① 安心・安全に暮らせる環境をつくる活動。
- ② まちをきれいにする活動。
- ③ 他にも、さまざまな活動を行っています（地域のイベントの開催など）。

◆ ごみの出し方

かんきょうか
環境課 TEL：054-626-1130

住民は、家庭から出すごみは、ごみ袋にまとめ、決められた収集日まで保管しなければなりません。収集場所も定められています。決められたごみ収集日、または収集場所以外には、ごみを捨てないでください。(ごみを出すときは、当日の午前8時までに出してください。)

Ⅰ ごみの出し方

ごみは、燃やすごみ、剪定枝、容器包装プラスチック、資源物、まだ使える服、家電4品目、パソコンに分別してください。

ごみの種類	ごみの例と出し方
燃やすごみ (週に2回収集)	(例) 台所からのごみ、再利用不可能紙、繊維・ゴム製品、わら製品、リサイクルできないプラスチック製品(汚れているもの、塩ビ製品など) ふとん・じゅうたん・ホットカーペット(機械部分は切り取って資源物へ)、使い捨てライター(中身を使い切ってください) (出し方) 透明か半透明の袋に入れて、口を縛って出してください。
剪定枝 (燃やすごみと同じ収集日時・場所)	(例) 木くず・剪定枝 (出し方) 長さ1メートルに切り、針金か紙ひも、麻ひもで直径30センチくらいに束ねる。結ぶことのできない木くずや木片は、ビニール袋に入れて「木くず」と書いて出してください。
容器包装プラスチック (週に1回収集、燃やすごみと同じ収集)	(例) ボトル類、パック類、カップ類、トレイ類、  プラ類、  プラ類、ネット類、ポリ袋、ラップフィルム類、  プラ類 ※容器包装プラスチックには「プラマーク」が付いています。 (出し方) 汚れは軽く水ですすぐか、

ばしょ 場所)	ふ と とうめい はんとうめい ふくろ い 拭き取り、透明か 半透明の 袋 に 入れ て、くち しば だ プラマーク 口を 縛って 出して ください。 よご にお と も だ 汚れや 臭いが 取りにくいものは、燃やすごみに 出して ください。
しげんぶつ 資源物 (つき かい 月に 1 回 しゅうしゅう も 収集、燃やすごみ とはちが しゅうしゅう 違う 収集 ばしょ 場所)	れい かみりい ざつ しんぶん ざっし かみ 例) 紙類 (ダンボール、雑がみ、新聞・チラシ、雑誌、紙 パック)、びん (無色透明びん、茶色びん、その他の色の びん)、缶 (アルミ缶、スチール缶)、ペットボトル、小型 か でん せいひん きんぞく りい でん ち でんきゅう けいこうとう かがみ とうきりい 家電製品、金属類、電池、電球、蛍光灯、鏡、陶器類、 ガラス、じてんしゃ プラスチック製品 (プラスチック製のお もちゃ、いしやう 衣装ケース、ハンガー、小物入れ、CD 及びケー ス等、プラマークの無い プラスチック製品) (だし方) 紙類…それぞれ 分けて、紙ひもで しば 縛って ください。 ざつ ふうとう かみぶくろ い なかみ 雑がみは 封筒や 紙袋に 入れ、中身が で 出ないように お 折り、紙ひもで しば 縛って ください。 びん …なか あら だ 中を 洗って 出して ください。 ペットボトル…キャップと ラベルを はがし て、なか あら だ 中を 洗って 出して ください。 かん …かん なかみ から あな 缶 …スプレー缶は 中身を 空にして 穴を あけて ください。ふたや ノズル部分 をはず 外して ください。 かん なか ふ と ペンキ缶は 中を 拭き取って くだ さい。 でん ち じゅうでんしきでん ち すいぎんでん ち こうにゆうてん 電池…充電式電池や 水銀電池は購入店に そうだん 相談して ください。 とうめい はんとうめい ふくろ プラスチック製品…透明か 半透明の 袋 に い だ 入れて、くち しば 縛って 出して ください。
ふるぎ ふるぬの 古着・古布	けいと いがい よごれ あな いるい 毛糸・わた以外で汚れ・穴のあいた衣類

^{しゅうしゅうばしょ} (収 集 場 所) : ミ ニステーション	^{だし} ^{かた} ^{かみ} ^{しばる} ^{ふるぎ} ^{つつんで} ^{だして} (出し方) 紙ひもで縛るか古着で包んで出してください。 ^{どろ} ^{よごれた} ^{したぎらい} ^{も や す} 泥・ペンキで汚れたものや下着類などは「燃やすごみ」へ ^{だして} 出してください。
^{つか} ^{ふく} まだ使える服 ^{しゅうしゅうばしょ} (収 集 場 所) : ミ ニステーション	^{れい} (例) スーツ、ジーンズ、フリース、セーター、 ^{かわせいひん} 革製品、 スカーフ、ジャケット、ダウンジャケット、ぬいぐるみ、 ^{くつ} ^{ぼうし} バック、靴、帽子 ^だ ^{かた} ^{とうめい} ^{はんとうめい} ^{ふくろ} ^い ^{くち} ^{しば} (出し方) 透明か 半透明の 袋 に 入れて、口を 縛って ^だ 出してください。 ^{くつ} ^{べつ} ^{ふくろ} ^わ ^{さゆう} ^{そろ} 靴は、別の 袋 に 分けて ください (左右 揃っているも ^{かぎ} のに 限ります)
^{かでん} ^{ひんもく} 家電 4 品目 ^し ^{しゅうしゅう} (市では 収 集 で きません)	^{れい} ^{れいぞうこ} ^{れいどうこ} ^{せんたくき} ^{かんそうき} (例) テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機 ^{しよぶんほうほう} ^{こうにゆうてん} ^ひ ^と ^{ねが} (処分方法) 購入店などに 引き取りを お願ひ してくだ ^{ゆうりよう} さい (有 料) 。
^{パソコン} (市では 収 集 で きません)	^{れい} ^{ほんたい} (例) デスクトップ 本体、ディスプレイ、ノートパソコ ^{ひょうじゅんてんぶひん} ン (標 準 添付品の マウス、キーボード、スピーカー、 ケーブルなどを ^{ふく} 含む) ^{しよぶんほうほう} ^{せいぞうがいしゃ} ^と ^あ ^{ゆうりよう} (処分方法) 製造会社に 問ひあわせて ください (有 料) 。

※ 処分方法が わからない 場合は、環境課TEL：054-626-1130 にお問い合わせ
わ せ ください。日本語が わからない 場合は、代わりの 人に 電話を しても
ら っ て ください。

2 ごみ収 集 日 時^{しゅうしゅうにちじ}

住^すむ場^ば所^{しょ}に よって、ごみ^{しゅうしゅうにちじ} 収 集 日 時 は 異 なります。あなたの 住^すむ 場^ば所^{しょ}の
適^{てきせつ}切^{しゅうしゅう}な 日^びを 確^{かく}認^{にん}する 必^{ひつ}要^{よう}が ありま^とす。ごみは、当^{とう}日^{じつ}の 午^ご前^{ぜん}8時
ま^だで^だには 出^だし^だて ください。

3 ごみ収 集 場 所^{しゅうしゅうばしょ}

あなたの 住^すむ 地^ち域^{いき}の 定^{さだ}め^めら^れて^いる 燃^もや^やす ごみ、資^{しげんぶつ}源^{げん}物^{ぶつ}の 収^{しゅうしゅう}集^じ場^ば所^{しょ}を
近^{きんじよ}所^{じよ}の 役^{やく}員^{いん}さん^{さん}に 確^{かく}認^{にん} してく^ださ^いい。

これらの 決まり事が 正しく 守られていない ごみは、市として 収集 しません。

他人の 土地や 山、川、海、道路などの 公共用地に ごみを 捨てることは 犯罪で あり、法律で 罰せられます。

ごみの 出し方

ごみを 捨てるための ルールが あるので 守ってください。

ごみは、必ず 決められた 日の 午前8時までに 決められた 場所に 出してください。

① 燃やすごみ

【週2回 収集】燃やすごみの ステーションへ

祝日も 収集します。

ごみは 透明 または 半透明の ビニール 袋 に 入れて、口を 縛って 出して ください。

• 下着類

• 繊維類・ゴム製品（金属部分は 取り除いて ください）

• 再生 できない 紙類（感熱紙・紙コップ など）

• 生ごみ

• ふとん・じゅうたん・ホットカーペット（機械部分は 切り取って 資源物へ）

• 使い捨て ライター（中身を 使い切って ください）

※生ごみを 出す 場合は じゅうぶん 水切りを してから 出して ください。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので、^{まも}守ってください。

ごみは、^{かなら}必ず ^き決められた ^ひ日の ^{ごぜん}午前8時までに ^き決められた ^{ばしょ}場所に ^だ出してください。

② 木くず・^{せんていえだ}剪定枝

【週2回 ^{しゅうかい}収集】^も燃やすごみのステーションへ

^{しゅくじつ}祝日も ^{しゅうしゅう}収集します。

※^も燃やすごみとは ^{べつ}別に ^{しゅうしゅう}あとで ^{しゅうしゅう}収集します。

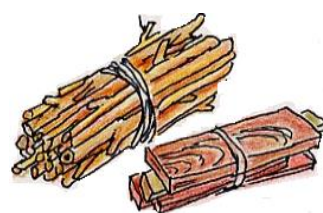
●^{なが}長さ1m以内に ^い切り、^{はりかね}針金か ^{かみ}紙ひもで ^{ちよっけい}直径30cmくらいに ^{たば}束ねてください。

●^{むす}結ぶことの ^きできない ^{もくへん}木くずや ^{もくへん}木片は、^{ぶくろ}ビニール袋に ^き入れて「^き木くず」と ^か書いて ^だ出してください。

※^{ちゅうい}ご注意ください

ビニール・プラスチック加工等の ^{かこうとう}表面加工 ^{ひょうめんかこう}されたもの

が ^と取り除けないものは ^も燃やすごみに ^だ出してください。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

③ 容器包装プラスチック

【週1回収集】燃やすごみのステーションへ
祝日も収集します。

ボトル類(ペットボトルは除く)



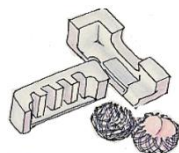
チューブ類



トレイ類(白色トレイ含む)



緩衝材類



パック・カップ類



ネット類



大きな発泡スチロールは細かく割って出す

裏がアルミのふたは燃やすごみとして出す

ポリ袋・ラップフィルム類



値札・シールははがさなくてもかまいません

※ご注意ください

容器包装以外のプラスチック製品及びペットボトルは、資源物へ出してください。

●出し方

軽く水ですすぐか、汚れをふき取って出して下さい。

透明または半透明のビニール袋に入れて口を縛って出して下さい。

プラマーク

※「プラマーク」(右図)が付いたものが容器包装プラスチックです。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので、守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

④ 紙類・古着

【月1回収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ

紙類は次のように分類されます。それぞれ紙ひもで縛って出してください。

段ボール



貼ってあるテープは取り除き
折りたたんで紙ひもで縛る

新聞・チラシ



新聞と折り込みチラシは混ぜて出す

雑誌



表面がビニールで加工されているものは取り除く

紙パック



水洗い後、切り開き乾燥させる

雑がみ



空き封筒のビニール袋は外し、封筒や紙袋などにまとめ、

中身が出ないように紙ひもで縛る

※ご注意ください

内面がアルミ加工（銀色のもの）された紙パックやビニールコート紙、写真、感熱紙、

カーボン紙、紙コップなどの加工されたものは、燃やすごみへ出してください。

古着

紙ひもで縛るか、古着同士で包んで出してください。

ファスナーやボタンはつけたままでも構いません。



※ご注意ください

汚れた衣類は燃やすごみへ出して ください。

ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

⑤ - 1 資源物

【月1回 収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ

次の種類に分けてください。

びん

ふたを外し、中をよく水洗いして4種類に分けて出す。

①無色透明びん

②茶色びん

③その他の色のびん



④化粧品のビン

缶

中は水洗いして①アルミ缶と②スチール缶に分けて出す。

①アルミ缶

②スチール缶



※スプレー缶…中身を空にして穴をあける。ふたやノズル部分を外す。



※ペンキ缶…中を拭き取り空にする。

ペットボトル

中を水洗いし、つぶして出す。

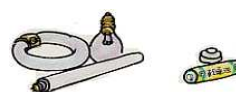


ラベルとキャップははずして「容器包装プラスチック」に分別する。



蛍光管・電池・電球・鏡・陶器類・ガラス

充電式電池や水銀電池は取扱店へ出す。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所にしてください。

⑤-2 資源物

【月1回収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ

次の種類に分けてください。

廃食用油（家庭用天ぷら油）ラード不可

プラスチック容器（ペットボトルなど）に入れて出す。

※天かすは取り除いてください。容器は返却しません。



プラスチック製品

プラスチック製のおもちゃ・衣装ケース・ハンガー・小物入れ・洗い桶・バケツ・CD及びケース等

※透明または半透明のビニール袋に入れて、口をしばって出してください。

※バケツや植木鉢等は水洗いをして汚れを落としてください。

※塩ビ製品（雨どい、デスクマット、なみ板、トタン、パイプ、家庭用ラップ）等は

燃やすごみへ出してください。

ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので、守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所にしてください。

⑤-3 資源物

【月1回 収集】資源を集める場所、または町内会指定場所へ

次の種類に分けてください。

その他 燃やせないごみ

小型家電・金属類・自転車



※刃や針などの危険なものは、スチール缶などの中にに入れて、ふたを外して出す。

※燃やせないものの中には、市で収集できないものがあります。

⑥ -1 まだ使える服など

【収集場所】ミニステーションで 木曜日～日曜日（9:00～16:00）

（例）スーツ、ジーンズ、フリース、セーター、革製品、スカーフ、ジャケット、ダウンジャケット、ぬいぐるみ、バック、靴、帽子



※（出し方）透明か半透明の袋に入れて、口を縛って出してください。

※靴は、別の袋に分けてください（左右揃っているものに限りです）

⑥-2 ふるぎ ふるぬの 古着・古布

【収 集 場 所】 ミニステーションで もくようび にちようび
木曜日～日曜日（9:00～16:00）

けいと いがい よこれ あな いるい
毛糸・わた以外の汚れ・穴のあいた衣類

※（出し方）紙ひもで縛るか古着で包んで出してください。

※泥・ペンキで汚れたものや下着類は「燃やすごみ」へ出してください。

そのほか、ミニステーションでは、かみりい かん せいひん
紙類・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製品

はいしよくようあぶら でんきゅう でんち かいしゅう
廃食用油・電球・電池なども回収しています。

ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

⑦ しようす こがたかでん 使用済みの小型家電

【収 集 場 所】

しやくしよ ほんかん かい げつようび にちようび
市役所 本館 1階 エレベーターホールで 月曜日～日曜日（8:00～20:00）

こうみんかん かくこうみんかん かいかん び
公民館で 各公民館の 開館日（9:00～21:30）

ミニステーションで もくようび にちようび
木曜日～日曜日（9:00～16:00）

（例）けいたいでんわ
携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、カーナビ、ノートパソコン

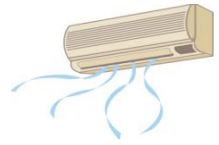
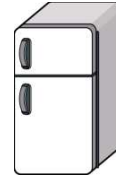
※（出し方）個人情報 は 消してください。

※ 一度回収ボックスに 入れたものは 取り出せません。

⑧ 家電四品目（市では収集できません）

（例）テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機

（処分方法）購入店などに引き取りをお願いしてください（有料）。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

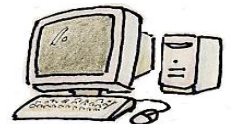
⑨ パソコン（市では収集できません）

（例）デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン

※ノートパソコンは、使用済みの小型家電として出すこともできます。

（標準添付品のマウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどを含む）

（処分方法）製造会社に問い合わせてください（有料）。



※処分方法がわからない場合は、環境課（054-626-1130）にお問い合わせください。

※日本語がわからない場合は、代わりの人に電話をしてもらってください。

●燃やすごみ・木くず・剪定枝の収集日 【週2回収集】燃やすごみのステーションへ 祝日も収集します	
かいしゅうび 回収日	じちかい 自治会
げつようび 月曜日 ・ もくようび 木曜日	2、3、4、5、6、7、8、9、10、15、16、17、 なかじま はぶち りえもん よしなが たかしんでん ふじもり しもこすぎ 中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、藤守、下小杉
かようび 火曜日 ・ きんようび 金曜日	1、11、12、13、14、18、19、20、21、22、23、 むなだか かみこすぎ あいかわ にしじま かみいすみ しもえどめ かみしんでん だいら 宗高、上小杉、相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平

●容器包装プラスチックの収集日 【週1回収集】燃やすごみのステーションへ 祝日も収集します	
かいしゅうび 回収日	じちかい 自治会
げつようび 月曜日	12、13、14、22、23
かようび 火曜日	2、4、5、6、7
すいようび 水曜日	1、3、8、9、11、なかじま はぶち りえもん よしなが たかしんでん むなだか かみこすぎ しもこすぎ ふじもり あいかわ にしじま かみいすみ しもえどめ かみしんでん だいら 上小杉、下小杉、藤守、相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平
もくようび 木曜日	18、19、20、21
きんようび 金曜日	10、15、16、17

かんきょうか
環境課

TEL:054-626-1130

〔焼津市の主な施設一覧〕

◆焼津市にある主な施設は以下のとおりです。

やいづしやくしよ 焼津市役所	(TEL : 054-626-1111)
おおいがわちようしゃ おおいがわしみん 大井川庁舎 (大井川市民サービスセンター)	(TEL : 054-662-0541)
すいどうちようしゃ 水道庁舎	(TEL : 054-624-0111)
しょうぼうぼうさい 消防防災センター	(TEL : 054-623-2554)
やいづけいさつしよ 焼津警察署	(TEL : 054-624-0110)
やいづゆうびんきょく 焼津郵便局	(TEL : 054-628-2681)
ハローワーク焼津	(TEL : 054-628-5155)
さいじょう 斎場	(TEL : 054-629-1501)

ほけん ふくし いりよう
保健・福祉・医療

ほけん 保健センター	(TEL : 054-627-4111)
ちようしゃ アトレ庁舎	(TEL : 054-626-1111)
そうごうふくしかいかん 総合福祉会館 (ウェルシップやいづ)	(TEL : 054-627-2111)
おおいがわふくし 大井川福祉センター (ほほえみ)	(TEL : 054-662-0610)
おおいがわじどう 大井川児童センター (とまとぴあ)	(TEL : 054-662-1300)
やいづしりつそうごうびょういん 焼津市立総合病院	(TEL : 054-623-3111)

こうみんかん
公民館

やいづこうみんかん 焼津公民館	(TEL : 054-626-0888)
とよだこうみんかん 豊田公民館	(TEL : 054-627-7310)
こがわこうみんかん 小川公民館	(TEL : 054-624-8191)
ひがしましづこうみんかん 東益津公民館	(TEL : 054-628-2607)
おおとみこうみん 大富公民館	(TEL : 054-624-4302)
わだこうみんかん 和田公民館	(TEL : 054-623-1570)
みなとこうみんかん 港公民館	(TEL : 054-624-8855)
おおむらこうみんかん 大村公民館	(TEL : 054-629-3351)
おおいがわこうみんかん 大井川公民館	(TEL : 054-622-3111)

ぶんか 文化・スポーツ施設

やいづぶんかいかん 焼津文化会館	(TEL : 054-627-3111)
おおいがわぶんかいかん 大井川文化会館 (ミュージコ)	(TEL : 054-622-8811)
れきし民俗資料館	(TEL : 054-629-6847)
やいづこいずみやくもきねんかん 焼津小泉八雲記念館	(TEL : 054-620-0022)
やいづとしょかん 焼津図書館	(TEL : 054-628-2334)
おおいがわとしょかん 大井川図書館	(TEL : 054-622-9000)
ふれあいギャラリー	(TEL : 054-626-9412)
そうごうたいいくかん 総合体育館 (シーガルドーム)	(TEL : 054-628-5740)
そうごう 総合グラウンド	(TEL : 054-628-5740)
やいづたいいくかん 焼津体育館	(TEL : 054-620-4301)
おおいがわたいいくかん 大井川体育館	(TEL : 054-622-5236)
おおいがわかせんしき 大井川河川敷マラソンコース (リバティ)	(TEL : 054-664-1234)
あおみね 青峯プール ※営業期間中のみ	(TEL : 054-629-7811)
ディスカバリーパーク焼津	やいづ てんもんかがくかん 天文科学館
ディスカバリーパーク焼津	やいづ おんすい すいむかん 温水プール (水夢館)
アクアスやいづ	(TEL : 054-621-0200)
サンライフ焼津	(TEL : 054-627-3377)
やいづせいしょうねん いえ 焼津青少年の家	(TEL : 054-624-4675)

や い づ に ほ ん ご き ょ う し つ ～焼津日本語教室～

やいづ せいかつ

がいこくじん

焼津で生活している外国人のみなさん！

にほん せいかつ しごとば つか かんたん にほんご たの

日本での生活や仕事場で使う簡単な日本語を楽しく

べんきょう

勉強してみませんか？

<① やいづ に ほ ん ご き ょ う し つ 焼津日本語教室>

ば しよ みなとこうみんかん やいづしいしづみなとちょう
場 所： 港 公民館（焼津市石津 港 町 40-1）

にち し だい きんようび
日 時： 第1～4金曜日 19:00～21:00

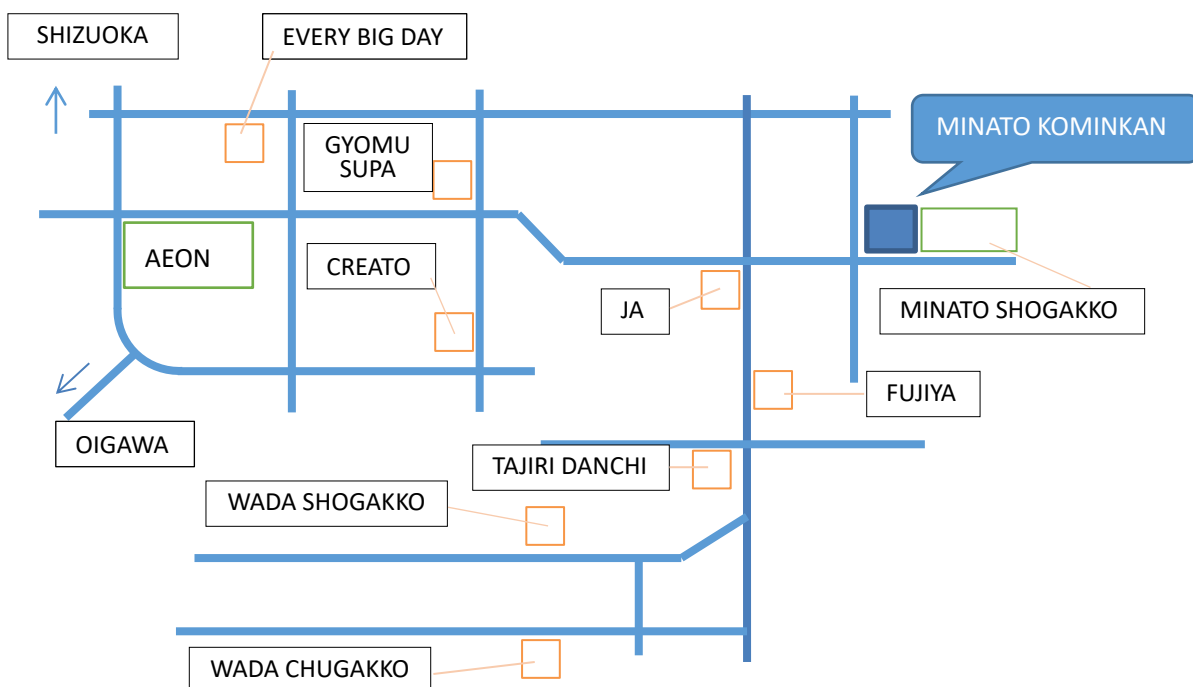
じゅこうりょう

※受講料はかかりません。

もう こ やいづ に ほ ん ご き ょ う し つ すずき
申し込み： 焼津日本語教室 鈴木 TEL/090-4466-8094

と あわ やいづしやくしよ しみんきょうどうか
問い合わせ： 焼津市役所 市民協働課 TEL/054-626-2191

みなとこうみんかん
港 公民館



<② やいづにほんご教室^{きょうしつ}>

ば しょ おおむらこうみんかん やいづしだいかくじ
場 所：大村公民館（焼津市大覚寺3-5-5）

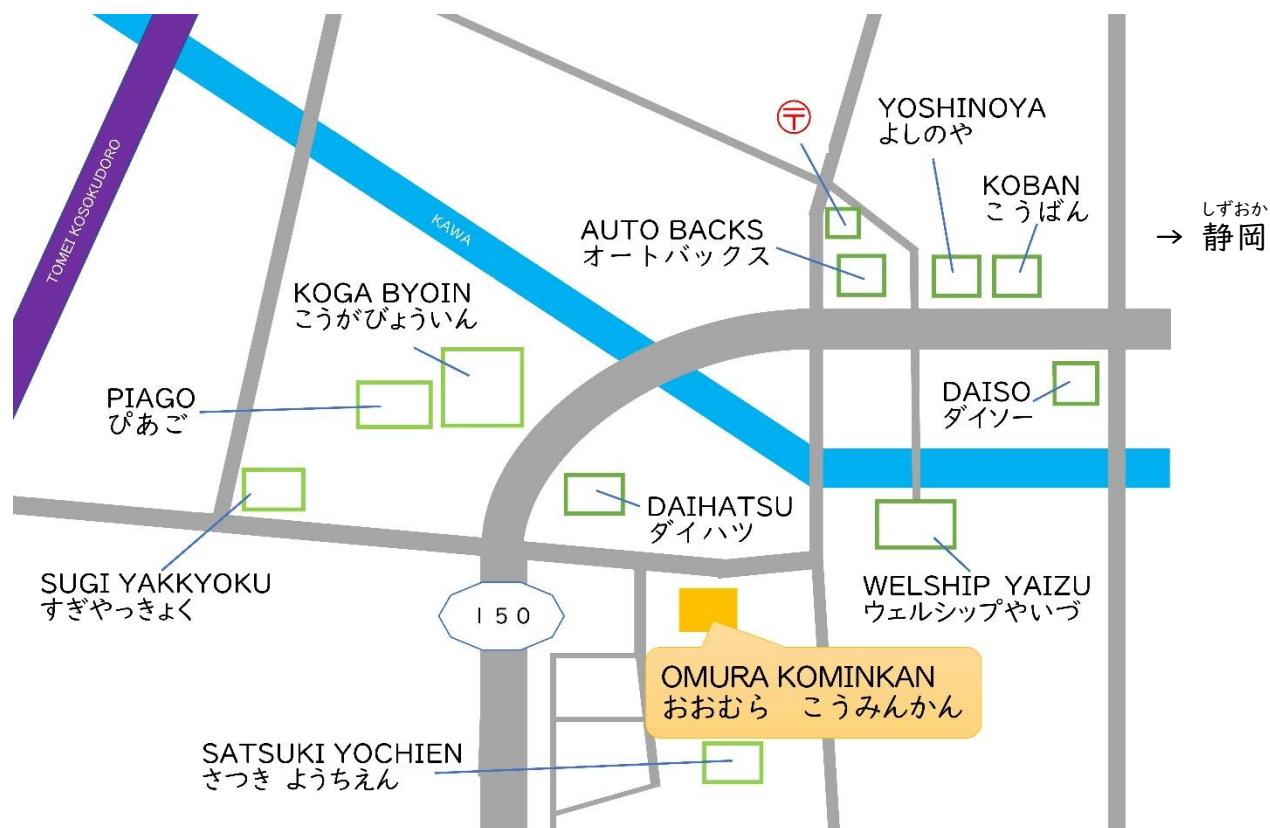
にち し だい とうようび
日 時：第2，4土曜日10：00～11：30

じゅこうりょう
※受講料はかかりません。

もう こ 申し込み：やいづにほんご教室 村松TEL/090-6333-9474

と あわ 問い合わせ：焼津市役所 市民協働課 TEL/054-626-2191

おおむらこうみんかん
大村公民館



し やくしよ い が い そうだん まどぐち <市役所以外の いろいろな 相談の 窓口>

市役所以外にも、相談できる場所があります。一人で悩まないで、相談してください。どこに相談していいかわからない場合は、焼津市役所の市民協働課の中にある「焼津市多文化共生 総合相談センター」（電話054-626-2191）に聞いてください。

● 在留資格、仕事、日本語の勉強、健康保険、税金、子どもの学校、病院など相談したいとき
 静岡県多文化共生総合相談センター

電話：054-204-2000

住所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階 静岡県国際交流協会の中

メール：sir07@sir.or.jp

携帯電話のアプリからの相談：

【LINEID】下の表のとおり

【SKYPE】siradviser

【Facebook】Adviser Shizuoka

【Messenger】@adviser.shizuoka

げんご 言語	そうだん 相談日	そうだんじかん 相談時間	ライン ID
ポルトガル語	かようび きんようび 火曜日、金曜日	10:00～16:00	sirlineptes
スペイン語	かようび きんようび 火曜日、金曜日		sirlineptes
フィリピン語	げつようび きんようび 月曜日、金曜日		sirlinefil
中国語	げつようび すいようび 月曜日、水曜日		sirlinechi
ベトナム語	かようび もくようび 火曜日、木曜日		sirlinevie
インドネシア語	すいようび もくようび 水曜日、木曜日		sirlineenid
英語	げつようび すいようび もくようび 月曜日、水曜日、木曜日、 金曜日		sirlineenid
韓国語	すいようび つきかい 水曜日（月2回）		sirlinekor

● 入国手続きや 在留手続きについて相談したいとき

外国人 在留総合インフォメーションセンター

電話：0570-013904

日時：月曜日～金曜日 8:30～17:15

対応言語：^{たいおうげんご}日本語、^{にほんご}英語、^{えいご}韓国語、^{かんこくご}中国語、^{ちゅうごくご}スペイン語、^ごポルトガル語、^ごベトナム語、^ごフィリピン語、^ごネパール語、^ごインドネシア語、^ごタイ語、^ごクメール語（カンボジア）、^ごミャンマー語、^ごモンゴル語、^ごフランス語、^ごシンハラ語、^ごウルドゥー語

●^{じんけん}人権について^{そうだん}相談したいとき

^{がいこくじんじんけんそうだん}外国人^{じんけん}人権相談ダイヤル

^{でんわ}電話：0570-090911

^{にちじ}日時：^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 9:00～17:00

対応言語：^{えいご}英語、^{ちゅうごくご}中国語、^{かんこくご}韓国語、^ごフィリピン語、^ごポルトガル語、^ごベトナム語、^ごネパール語、^ごスペイン語、^ごインドネシア語^ごおよび^ごタイ語

●^{マイナンバー}マイナンバーについて^{そうだん}相談したいとき

マイナンバー制度、マイナポータルについて

^{でんわ}電話：0120-0178-26（フリーダイヤル）

対応言語：^{えいご}英語、^{ちゅうごくご}中国語、^{かんこくご}韓国語、^ごスペイン語、^ごポルトガル語

^{にちじ}日時：^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 9:30～20:00

^{どようび}土曜日・^{にちようび}日曜日・^{しゅくじつ}祝日 9:30～17:30

マイナンバーカード、^{でんししょうめいしょ}電子証明書、^{こじんばんごうつうちしょ}個人番号通知書、^{つうち}通知カードを^な失くしてしまったり

^ぬ盗まれたりしたときについて

^{でんわ}電話：0120-0178-27（フリーダイヤル）

対応言語：^{えいご}英語、^{ちゅうごくご}中国語、^{かんこくご}韓国語、^ごスペイン語、^ごポルトガル語

^{にちじ}日時：^{げつようび}月曜日～^{きんようび}金曜日 9:30～20:00

^{どようび}土曜日・^{にちようび}日曜日・^{しゅくじつ}祝日 9:30～17:30

●^{しごと}仕事を^{さが}探すとき

^{がいこくじんこよう}外国人雇用サービスコーナー ^{やいづしよ}焼津所（^{やいづ}ハローワーク^{なか}焼津の中）

対応言語・日時：【^ごポルトガル語・^ごスペイン語】^{げつようび}月曜日、^{かようび}火曜日 9:00～12:00 & 13:00～15:30

【^{えいご}英語・^ごタガログ語】^{すいようび}水曜日、^{もくようび}木曜日 9:00～12:00 & 13:00～16:30

^{じゅうしよ}住所：^{やいづしえききた}焼津市駅北1-6-22

^{でんわ}電話：054-628-5155

● ^{しごと}仕事での問題を相談したいとき
^{しずおかろうどうきょく}静岡労働局 ^{がいこくじんろうどうしゃそうだん}外国人労働者相談コーナー

^{じゅうしょ}住所 ^{しずおかしあおいくおうてまち}静岡市葵区追手町9-50 ^{しずおかちほうごうどうちやうしゃかい}静岡地方合同庁舎3階

^{でんわ}電話 054-254-6352

げんご 言語	そうだんひ 相談日	そうだんじかん 相談時間
ポルトガル語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	10:00～12:00 & 13:00～16:00
えいご 英語	げつようび かようび きんようび 月曜日・火曜日・金曜日	
スペイン語	すいようび もくようび 水曜日・木曜日	
ちゅうごくご 中国語	すいようび 水曜日	10:00～12:00 & 13:00～15:30
ベトナム語	きんようび 金曜日	10:00～12:00 & 13:00～15:30

労働条件相談ほっとライン

^{ろうどうじょうけんなど}労働条件等について ^{そうだん}相談できます。

げんご 言語	でんわ 電話	そうだん ひ 相談日	そうだんじかん 相談時間
にほんご 日本語	0120-811-610	げつようび にちようび 月曜日 ～ 日曜日 まいにち (毎日)	へいじつ げつ きん 平日(月～金) 17:00～22:00 ど にち しゅくじつ 土・日・祝 日 9:00～21:00
えいご 英語	0120-531-401		
ちゅうごくご 中国語	0120-531-402		
ポルトガル語	0120-531-403		
スペイン語	0120-531-404	かようび もくようび 火曜日・木曜日・ きんようび どようび 金曜日・土曜日	
タガログ語	0120-531-405	かようび すいようび 火曜日・水曜日・ どようび 土曜日	
ベトナム語	0120-531-406	すいようび きんようび 水曜日・金曜日・ どようび 土曜日	
ミャンマー語	0120-531-407	すいようび にちようび 水曜日・日曜日	
ネパール語	0120-531-408		
韓国語	0120-613-801	もくようび にちようび 木曜日・日曜日	
タイ語	0120-613-802		
インドネシア語	0120-613-803		
カンボジア語（クメール語）	0120-613-804	げつようび どようび 月曜日・土曜日	
モンゴル語	0120-613-805		

ざいりゅうしかく こくせき せいかつぶんか しゅうきょう かぞく にほん せいかつ しごと かね さべつ ぼうりょく
●在留資格、ビザ、国籍、生活文化や 宗教、家族や 日本での生活、仕事や お金、差別や 暴力
など、いろいろなことで悩んでいるとき

よりそいホットライン がいこくごせんもん 外国語専門ライン (でんわそうだん 電話相談)

でんわ
電話：0120-279-338

じかん
時間：10:00～22:00

げんご ちゅうごくご えいご ご かんこく ちょうせんご
言語：中国語、英語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、
タガログ語、タイ語、ベトナム語

げんご たいおう じかん ちが
※言語によって 対応できる 時間が 違います。

よりそいホットライン SNS(そうだん)相談

Facebook の Messenger でも 相談(そうだん)できます。

<https://www.facebook.com/yorisoi2foreign>

たいおうげんご にちじ
対応言語・日時：

えいご ご など まいしゅうもくようび
英語、ネパール語等…毎週木曜日 16:00～22:00

えいご ご まいしゅうきんようび
英語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語…毎週金曜日 16:00～22:00

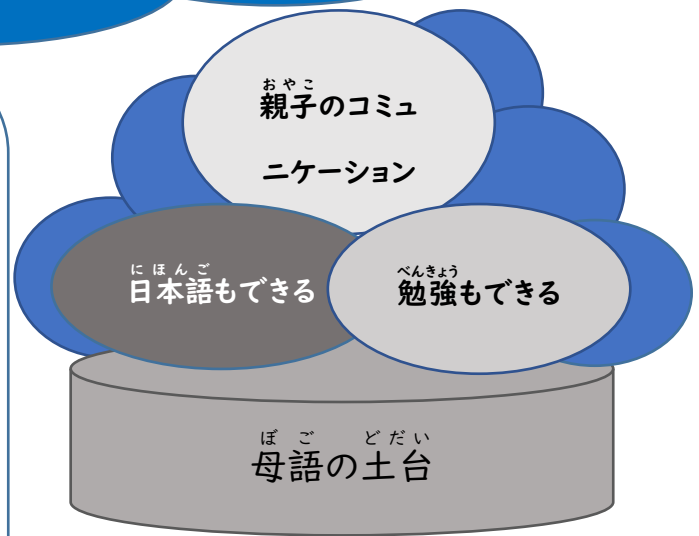
えいご ちゅうごくご ご たいおう げんご
英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語(第2, 4日曜日のみ)…毎週日曜日 16:00～22:00

※ その他の 言語(ほかに)は、事前予約(げんご)が必要(ひつよう)です。まずは 希望(きぼう)する言語(げんご)で メッセージ(おく)を送(おく)って ください。

ぼ ご こ そ だ 母語で子育てをしましょう！

赤ちゃんは、まわりの大人のことばや、そのやりとりから、ことばだけではなく、たくさんの だいじなことをみにつけます。そのときの、大人が話すことばは、大人にとっての 母語が 一番いいと いわれています。そして、それが 赤ちゃんにとっての 母語と なっていきます。

親子のコミュニケーションを 母語で しっかりとっていると、家庭での しつけが うまくいくと いわれています。進路の相談や 思春期など、ふくざつな悩みをもち、対応がむずかしいときには、母語での コミュニケーションに すくわれることも たくさんあるようです。



母語：最初に身につけたことば
安心して話せることば
第1言語ともいう

赤ちゃんのころからの 母語の 土台が しっかりと していると、第2言語の 日本語も 早く できるようになります。母語の 絵本を 読んでもらったり、母語の 文字に ふれたりしてきている子は、ひらがなも 早く おぼえます。母語で ことばを たくさん知っている子は、勉強が 早く わかるようになります。

母語の力を のばしていくと、たくさんの ほかの 力も のびていくと いわれています。

ぼ ご ど だ い 母語の 土台を つくるために。

- 1、自信を持って、母語で 話しかけましょう。子どもが まちがっても 直したり、笑ったりしないでください。自然な 形で 言いかえてあげましょう。ミックスで 話さないようにしましょう。日本の 学校の できごとを 母語で たくさん 話しましょう。



- 2、1日20分でいいので、母語の 絵本を 読み聞かせましょう。興味のある たいのしい絵本を さがしましょう。図書館では、無料で 絵本を 読んだり 借りたり できます。絵本が ないときは、訳して 紙を はるなど 工夫しましょう。お話を 聞くだけでなく、文字に 触れることも 大事です。

- 3、自国の 家族と インターネットで 話すとか、母語を話す こどもたちと 遊ぶなど、たのしく 自然に 母語を つかうような 機会をつくりましょう。すこしでも 母語が できることを ほめて、家族みんなにとって だいじな ことだと 話して、家族みんなで はげましていきましょう。



^{がいこくじん}
外国人のための生活ガイドブック（にほんご^{ばん}版）

^{ねん}
1995年 ^{しょはんはつこう}
初版発行

^{ねん} ^{がつ} ^{かいてい}
2021年12月 改訂

^{やいづし} ^{しみんかんきょうぶ} ^{しみんきょうどうか}
焼津市 市民環境部 市民協働課

〒425-8502 ^{やいづ} ^{しほんまち} ^{にちょうめ} ^{ばん} ^{ごう}
焼津市本町二丁目16番32号

TEL 054-626-2191 FAX 054-626-2183
